# IT-Professor

インターネット公開サービス 情報セキュリティ対策基準

2021年10月

IT-Professor IT部

## 更新履歴

	更新日	更新箇所	更新内容
1	2021/10	初版	

## 1. 趣旨·目的

この実施基準は、IT-Professor(以下、IT-P と称す)グループ情報セキュリティポリシー第 8 条の規程に基づき、インターネット公開サービスの設計、構築、運用および検査について、必要な基準を定めたものである。

## 2. 定義

本基準で用いる主な用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1) インターネット公開サービス IT-P グループが、インターネットを通じて企業および個人に対してサービスや情報の提供を行う こと。
- 2) インターネット公開システムインターネット公開サービスを提供するための情報システム

## 3. 対象

- 1) 対象となる情報資産
- ・ インターネット公開サービスで利用されるシステム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク) および提供、収集される電子化情報

## 4. 役割

次のとおり役割を定義する。

1) IT-PIT 部長

インターネット公開サービスの情報セキュリティ対策内容の決定、適用および対策状況の把握や 改善を統括する。

- 2) インターネット公開サービス情報セキュリティ統括担当者 IT 部長の指示に基づき、IT-P グループにおけるインターネット公開サービスの情報セキュリティを 統括する業務を担う。
- 3) 部門長等

自部門がインターネット公開サービスを提供する場合に、当該サービスの情報セキュリティを確保する責任を負う。

#### 4) インターネット公開サービス提供責任者

部門長等の指示に従い、自部門が提供するインターネット公開サービスの情報セキュリティを確保する責任を負う。

## 5. 遵守事項

各部門は、インターネット公開サービスを提供する場合には、以下の事項を遵守しなければならない。

#### 1) サービスの企画

- i インターネット公開サービスの企画を行う場合には、原則としてIT-PGネットワーク上からのサービスの提供を行わなければならない。
- ii 取り扱う情報資産の重要度に応じて適切なセキュリティ対策の実施を考慮して企画しなければならない。
- iii 企画を行う際には、承認前にインターネット公開サービス情報セキュリティ統括担当者と協議しなければならない。

#### 2) サービスの設計、構築

- i インターネット公開サービスの設計、構築を行う場合には、取り扱う情報資産の重要度に応じて適切なセキュリティ対策を採らなければならない。
- ii インターネット公開サービスの構築が終了した後、受け入れ時の検査を行う際には情報セキュリティが確保されていることを確認しなければならない。

#### 3) サービスの運用

- i 公開対象サービスの適切な情報セキュリティを維持しなければならない。
- ii 情報セキュリティ障害が起こった場合には、責任体制を通じて速やかに適切な対応策を実施しなければならない。

#### 4) 第三者サービスの利用

- i 第三者サービスを利用してインターネット公開サービスの提供を行う場合には、企画、選定、 提供中、および終了時点でそれぞれ適切な情報セキュリティ対策を採用していることを確認しな ければならない。
  - ii 第三者サービスのうち、IT-P グループが収集した個人情報または、IT-P グループの機密情

報を扱うサービスの場合は、定期的に当該サービスの情報セキュリティが維持確認されていることについて報告を受けなければならない。

## 6. 脆弱性検査の実施

- 1) インターネット公開サービス情報セキュリティ統括担当者は、独立的に情報セキュリティに関する脆弱性検査を実施しなければならない。
- 2) インターネット公開サービス提供責任者は、脆弱性検査の実施に積極的に協力しなければならない。
- 3) インターネット公開サービス提供責任者は、脆弱性が報告された場合には、速やかに対策を講じなければならない。

## 7. 例外事項

法令または別途定められた規程等により特別の定めがある場合には、責任体制に基づき適切に判断し処理しなければならない。

## 8. 公開の範囲

本基準は、「社外秘」とし、IT-P グループの従業員等を対象に公開する

## 9. 改廃

本基準は、定期的に見直しを行うこととし、IT 部にて適宜改定を行うこととする。

また、改定が必要と判断された場合は、速やかに変更を行い、責任体制(情報セキュリティ管理体制)を通じ、その内容をすべての従業員等に周知することとする。

#### 改附則

本基準は、2021年10月1日より適用とする。